

旧幸脇小学校利活用事業 事業者公募要領



ヒュ-!日向

Relax Surf Town

平成29年9月
日向市

目 次

1	公募の概要	1
(1)	事業の名称	1
(2)	公募の目的	1
(3)	対象施設の概要	1
(4)	対象施設に関する特記事項	2
(5)	本事業の基本的な考え方	2
(6)	公募等のスケジュール	3
(7)	事務局(問い合わせ先)	3
2	貸付の条件	4
(1)	貸付料の最低制限価格	4
(2)	貸付料の支払い	4
(3)	構造上の制約	4
(4)	供給処理	4
(5)	費用の負担区分	5
(6)	法令等の遵守	5
(7)	敷地内の工作物、樹木等	5
(8)	地域への配慮	5
(9)	災害発生時等の協力	6
(10)	譲渡及び転貸について	6
(11)	契約満了時の取り扱いについて	6
(12)	業務継続が困難となった場合の措置	6
3	応募手続き	7
(1)	応募資格	7
(2)	公募要領の公表から質疑応答まで	7
(3)	応募書類	9
(4)	応募書類の提出方法	11
(5)	その他応募に関する留意事項	11
4	審査(優先交渉者の決定)	12
(1)	審査体制	12
(2)	優先交渉者の決定方法	12
(3)	審査結果に対する質問等	12
(4)	審査項目	13
(5)	資格の喪失	13

5	契約の締結	14
(1)	契約の方法	14
(2)	費用負担	14
(3)	着工時期等	14
6	契約期間における義務	14
(1)	調査協力と活動報告	14
(2)	事業計画の変更	14
7	契約満了後の再契約	14
	資料	15
	関係図面	15
	現況写真	17

1 公募の概要

(1) 事業の名称

旧幸脇小学校利活用事業（以下「事業」という。）

(2) 公募の目的

旧幸脇小学校は、開校以降、地域の教育やコミュニティの核としての役割を担ってきましたが、少子化による児童数の減少から、平成27年度末をもって廃校となり、校舎については、現在、利活用がなされていない状態にあるため「日向市公共施設等総合管理計画（平成28年度策定）」に基づく有効活用を図る取り組みが求められています。

また、「第2向日向市総合計画（平成28年度策定）」では、人口減少・高齢化が加速する中、活力ある地域を維持していくために、将来のまちづくりの原動力となる「若者」に焦点を当て、若者に選ばれるまち“日向”の未来づくりを重点戦略に位置付け、活力を生み出すにぎわいづくり戦略として、元気と活力を生み出す“しごと”づくりプロジェクトを掲げています。

以上を踏まえ、本事業では、民間事業者のノウハウを最大限に活用しながら、旧幸脇小学校の校舎及び校舎部分の敷地の貸付を行い、地元遠見・幸脇・飯谷地区をはじめとした市南部地区及び市全体の雇用の創出や地域活性化を実現する施設として有効活用を図ることとし、本公募要領により、その運営主体となる事業者を広く公募するものです。

「第2向日向市総合計画」及び「日向市公共施設等総合管理計画」の内容等については、市ホームページにてご確認ください。

(3) 対象施設の概要

項目	内容	備考
所在地	日向市大字幸脇831番地	
敷地面積	18,077m ²	
校舎部分	3,000m ²	本事業対象
体育館部分	1,940m ²	
グラウンド部分	6,420m ²	
その他部分	6,717m ²	
地域指定等	都市計画区域外・景観計画区域内	
交通アクセス	JR日向市駅から約1.1km（車：約25分） JR美々津駅から約2.5km（徒歩：約35分）	
建物延床面積	2,656m ²	
校舎	1,594m ² （1982年建築・RC3階建）	本事業対象
体育館	997m ² （1988年建築・RC2階建）	
その他	65m ²	
その他	電気：九州電力（株） 電話：NTT西日本（西日本電信電話（株）） インターネット：光回線なし 駐車場：校舎部分の敷地で15台程度	

面積は学校施設台帳による。

(4) 対象施設に関する特記事項

本事業の対象は、原則として、旧幸脇小学校の建物及び土地のうち、校舎（延床面積1,594㎡・鉄筋コンクリート造3階建て）と校舎部分の敷地（3,000㎡）とします。

現在のグラウンド部分には、日向市消防署南分遣所及びドクターヘリ等のヘリポートの移転整備（平成30年度以降）を予定しています（救急車両の運行・ヘリコプターの発着あり）。

体育館については、従来どおり、スポーツ団体等による使用及び指定避難所として、市による運用・維持管理を行います。

校舎部分の敷地内には、記念碑・記念樹がありますので、移設等を行う場合には、市との協議が必要となります。

その他、校舎については、建築後30年以上を経過していることから、劣化等が進行しています（詳細は資料17ページ以降を参照のこと）。

(5) 本事業の基本的な考え方

事業の内容

地元遠見・幸脇・飯谷地区をはじめとした市南部地区及び市全体の雇用の創出や地域活性化を実現する施設として有効活用を図ることを目的に、旧幸脇小学校の校舎及び校舎部分の敷地の現状での貸付を行います。

事業者の決定方法

プロポーザル方式により、本事業を実施する事業者を公募し、審査及び優先交渉者の選定を行い、必要な協議を行った上で、日向市財務規則に基づく公有財産有償貸付契約（以下「契約」という。）を締結後、事業を実施していただきます。

審査の方針

市が定める応募資格のほか、事業内容の提案、貸付料について審査を行います。

事業期間

事業（貸付）期間は、事業のために必要な改修工事等に要する期間を含む5年間とし、具体的な始期及び終期は、優先交渉者との協議により定めます。

貸付料の最低制限価格

年額1,063,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

【内訳】校舎：年額545円/㎡ × 1,594㎡ = 年額868,700円

敷地：年額65円/㎡ × 3,000㎡ = 年額195,000円

事業を行うための改修工事等

事業者は、実施する事業を行うための校舎及び校舎部分の敷地に関して必要となる改修工事等について、事業者の責任（費用負担等）にて行うこととします。

施設の運営・維持管理・修繕

事業者は、事業を運営する期間を通じ、施設の運営、維持管理及び必要な修繕について、事業者の責任（費用負担等）にて行うこととします。

施設の返還

事業者は、契約期間満了後、原則として、当該施設について市が承認した部分を除き、契約前の状態にして、市に返還するものとします。

(6) 公募等のスケジュール

実施内容	実施期間または期日
公募要領の公表・配布、図面閲覧	平成29年 9月25日(月)～10月31日(火)
質問受付期間	平成29年 9月25日(月)～10月16日(月)
現地見学会	平成29年10月11日(水)
質問回答期日	平成29年10月20日(金)
応募書類の提出期限	平成29年10月31日(火)
一次審査(書類審査)結果通知	平成29年11月10日(金)
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	平成29年11月22日(水)
優先交渉者の決定	平成29年11月29日(水)
契約内容に関する協議・打ち合わせ	平成29年11月29日(水)以降
契約の締結	平成29年11月下旬～12月下旬

上記スケジュールは変更となる可能性もありますのでご了承ください。

(7) 事務局(問い合わせ先)

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号
日向市総務部財政課公共施設マネジメント推進室(本庁舎3階)
TEL 0982-52-2111(内線2516・2517)
FAX 0982-52-0250
電子メール: zaisei@hyugacity.jp

2 貸付の条件

(1) 貸付料の最低制限価格

校舎及び校舎部分の敷地 年額 1,063,700円
(消費税及び地方消費税相当額を含む)

【内 訳】

校舎 : 年額 545円/㎡ × 1,594㎡ = 年額 868,700円

校舎部分の敷地 : 年額 65円/㎡ × 3,000㎡ = 年額 195,000円

- 1 校舎の一部だけを借り受ける提案は行えませんのでご注意ください。
- 2 敷地の貸付面積については、校舎部分の敷地 3,000㎡を基本としますが、駐車場等の目的で、一定の範囲内で校舎部分の敷地以外(例:グラウンド部分の一部)の貸付も想定しています。
敷地の具体的な貸付面積及び貸付面積に応じた貸付料は、校舎部分の敷地 3,000㎡の貸付料の提案価格に基づき、優先交渉者との協議により、契約において定めることとします。

なお、校舎部分の敷地以外の貸付を希望する場合には、企画提案書類において提示してください。

(2) 貸付料の支払い

原則として毎年度、市が発行する納付書にて、指定する期日までに当該年度分を一括で支払ってください。

ただし、契約で定める初年度については年間の貸付料を日割りで支払ってください。

(3) 構造上の制約

校舎の構造に重大な影響を与えるような改変を行うことはできません。

(4) 供給処理

現状の水道(受水槽・高架水槽あり)、単独処理浄化槽(し尿処理浄化槽・50人槽)、電気(低圧の電灯・動力)については、市で管理を行う体育館と共用しています。

原則として、契約後の体育館の使用に係る経費は市において負担するものとし、当該経費を明確にするためのメーターの設置等に関する経費も市において負担しますが、事業の内容によっては、新たな改修工事等が必要な場合もありますので、詳細については、優先交渉者との協議により定めることとします。

その他、次の点にご留意ください。

水道

追加で引き込み工事が必要な場合には、企画提案書類において提示するとともに、施工については、市と協議の上、事業者の責任(費用負担等)により行ってください。

浄化槽

事業の内容によっては、別途合併処理浄化槽の設置が必要となる場合があります。

合併処理浄化槽の設置が必要な場合には、企画提案書類において提示するとともに、施工については、市と協議の上、事業者の責任(費用負担等)により行ってください。

電気、電話及びインターネット

追加で電気及び電話の引き込みが必要となる場合は、企画提案書類において提示するとともに、施工については、市及び供給事業者（九州電力（株）、NTT西日本）と協議の上、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。

また、インターネット環境の整備等につきましても、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。

ガス

プロパンガスのエリアとなりますので、使用する場合は、ガス事業者と協議の上、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。

（５）費用の負担区分

事業者が負担する費用

ア 応募及び契約に要する費用

イ 事業目的に応じた校舎及び校舎部分の敷地の改修工事並びに必要な環境整備等に要する費用

ウ 校舎部分の敷地に存在する工作物、樹木等の移設、撤去に要する費用

エ 光熱水費、通信費、修繕費、除草等の校舎及び校舎部分の敷地の維持管理に要する費用

オ 事業者の所有する動産等の損害保険料

イ、ウの実施については、事前に市と協議の上、承諾を得ること。

市が負担する費用

ア 校舎に係る火災保険料

イ 電気、水道のメーター設置等に要する費用

（６）法令等の遵守

営業用看板、構築物の設置や校舎の外装工事等を行う場合、日向市景観条例、宮崎県屋外広告物条例の規制対象となります。

その他、改修工事及び事業の実施等に際して必要となる関係機関への諸手続きを事業者において適切に行うとともに、関係法令を遵守してください。

（７）敷地内の工作物、樹木等

既存の記念碑等の工作物、樹木等については、地元住民にとって思い入れのあるものですので、移設、伐採等を行う場合には、事前に市と協議の上、承諾を得てください。

（８）地域への配慮

事業が継続的に行われるためには、地域との良好な関係づくりが重要な要素となりますので、優先交渉者として決定した以降において、市が設定する地域説明会で事業内容等について説明をしていただきます。

なお、地域説明会での意見等は、可能な限り、事業の実施・運営への反映に努めてください。

(9) 災害発生時等の協力

体育館は風水害や津波等の指定避難所として運用するとともに、グラウンド部分についても消防署南分遣所等の整備・運用を行うことから、災害発生時の体育館等の施設の利用について積極的に協力してください。

(1 0) 譲渡及び転貸について

契約で発生した権利の全部または一部を第三者に譲渡することはできません。

契約で発生した権利の一部を転貸しようとする場合は、市との貸付の条件や協議事項等を継承することとし、事前に書面により市と協議の上、承諾を得てください。

(1 1) 契約満了時の取り扱いについて

事業者は、契約が満了するまでに、自己の負担で、事業者の所有・管理する構造物や備品等の物件を撤去し、原則として、契約前の状態にして市に返還することとします。

ただし、市が現状のまま返還することを承認した部分は除きます。

この場合、事業者は、市に対して、所有物件・造作の買取並びに必要な経費及び有益費の償還等の請求を行うことはできません。

(1 2) 業務継続が困難となった場合の措置

事業者の責めに帰すべき事由による場合

事業者の責めに帰すべき事由により、提案した計画を誠実に履行しなかった場合、その他本施設における事業の継続が困難になった場合は、市は契約を解除することができるものとします。

その場合、関係者に生じた損害は原則として事業者が賠償するものとします。

なお、原状復帰等に関しては、「 2 (1 1) 契約満了時の取り扱いについて」と同様に取り扱います。

事業者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び事業者双方の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難になった場合、継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除することができるものとします。

3 応募手続き

(1) 応募資格

本プロポーザルに応募することができる事業者は、次に掲げる資格基準を満たす法人格を有する単独の事業者または法人格を有する複数の事業者からなるグループとします。

なお、グループによる応募の場合は、代表となる事業者を設定し書面にて定めるとともに、全ての構成員が資格基準を満たすものとします。

また、同一の事業者が複数のグループに属して応募すること及び別途単独で応募することは不可とします。

【資格基準】

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、または第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

本プロポーザルの応募申込の期限の日から契約締結の時までに、市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和57年日向市告示第34号）第10条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

国税及び地方税（別途指定するもの）に滞納がないこと。

本公募要領の内容及び関係法令を順守できること。

(2) 公募要領の公表から質疑応答まで

公募要領の公表

公募要領等の関係書類については、平成29年9月25日（月）から10月31日（火）まで、事務局（市役所本庁舎3階財政課公共施設マネジメント推進室）で直接配布するほか、市ホームページ（<http://www.hyugacity.jp/>）からダウンロードできます。

現地見学会の開催

本プロポーザルへの応募を希望される事業者向けに、現地見学会を以下のとおり開催します。

現地見学会の内容は主に現地の校舎及び校舎部分の敷地の状況確認に関すること（カメラ等による撮影可）を予定しています。

ア 現地見学会

日 時：平成29年10月11日（水）9時00分～17時00分

会 場：旧幸脇小学校（日向市大字幸脇831番） 直接来場ください。

イ 申込方法

参加を希望される場合は、10月6日（金）までに「現地見学会参加申込書（様式第1号）」に担当者の氏名等必要事項を記入の上、事務局電子メールアドレス宛てに送付してください。

件名は【現地見学会参加申込】としてください。

1 校舎及び校舎部分の敷地を現状にて貸付を行うこととなりますので、可能な限り、現地見学会にご参加ください。

2 アに掲げる日時での参加が困難な場合には、別途事務局までご相談ください。

質疑応答

公募要領等に対する質疑応答を以下のとおり行います。

ア 質問受付期間

平成29年9月25日（月）から平成29年10月16日（月）まで

イ 受付方法

「質問書（様式第2号）」に質問及び必要事項を記入の上、事務局電子メールアドレス宛てに送付してください。

件名は【旧幸脇小学校利活用事業（質問）】としてください。

電話または口頭による質問は受付できませんのでご注意ください。

また、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、質問受付期間終了後、市ホームページにて公表します。

なお、質問内容も公表しますので、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてはご注意ください。

また、質問への回答をもって、本公募要領の追加または修正とみなします。

関係図面の閲覧

校舎、電気設備、給排水設備の設計図面の閲覧を次のとおり行います。

ア 閲覧期間

平成29年9月25日（月）から平成29年10月31日（火）まで

イ 受付時間

土日祝日を除く、平日の9時00分から17時00分まで

ウ 閲覧の方法

事務局での閲覧（写真撮影可）のほか、1日を限度に貸出を行います。

なお、閲覧・貸出を希望する場合には、希望する日時等について、事前に事務局までご連絡ください（場合によっては閲覧・貸出日時等を調整していただく場合があります）。

(3) 応募書類

応募書類一覧

応募書類		様式番号	電子データ
1	応募申込書	3 - 1、2	-
2	応募資格審査書類	-	-
	事業者概要	4	-
	事業者の概要のわかるパンフレット等（任意提出）	-	-
	定款、規約その他これらに類する書類	-	-
	法人登記簿謄本（写し）	-	-
	法人印鑑証明書（写し）	-	-
	納税証明書（写し）	-	-
	日向市税の完納証明書	-	-
	誓約書	5	-
	役員等名簿	6	-
	決算書類	-	-
3	企画提案書類	-	-
	事業計画書	7	
	レイアウト計画書	8	
	事業スケジュール	9	
	資金計画	10	
	収支計画	11	
	貸付料見積書	12	

応募書類の作成方法

ア 全般的事項

）応募書類一式はA4版縦方向長辺綴じ（A3版はA4版に折込み）とし、インデックスを付け、11部（原本1部、写し10部）を提出してください。

）「2 応募資格審査書類」は、グループで応募する場合には、全ての構成員に係る書類を提出してください。

）応募書類に押印する印鑑は、「2 - 法人印鑑証明書」と同一のものとしてください。

）「3 企画提案書類」の一部については、任意様式も可としますが、その場合、各様式で示す記載すべき項目・内容を漏れなく作成してください。

イ 個別事項

）「2 - 法人登記簿謄本（写し）」

現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書

証明年月日が平成29年6月1日以降のものに限る。

）「2 - 法人印鑑証明書（写し）」

証明年月日が平成29年6月1日以降のものに限る。

)「2 - 納税証明書(写し)」

直近年度の次の書類を提出してください。

法人税及び地方消費税：国税通則法施行規則第9号様式その3の2またはその3の3

証明年月日が平成29年6月1日以降のものに限る。

)「2 - 日向市税の完納証明書」

該当がある場合に法人及び代表者個人の両方を提出してください。

証明年月日が平成29年9月1日以降のものに限る。

)「2 - 誓約書」「2 - 役員等名簿」

日向市暴力団排除条例第6条に基づく必要な措置として提出してください。

)「2 - 決算書類」

直近3期分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を提出してください。

)「3 企画提案書類」

事業計画書(様式第7号) A4版5枚以内 任意様式可

施設名称(案)とともに、事業計画の概要、基本方針(コンセプト)、雇用の創出(雇用予定人数)・地域活性化、地域への配慮、その他独自提案・アピール等を記載してください。

なお、各項目ともに、本公募要領「1(2)公募の目的」、「1(5)本事業の基本的な考え方」、「4(4)審査項目」で示した内容にどのように合致するかを具体的に記載してください。

ただし、次のいずれかに該当する事業の提案は認めないものとします。

- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 犯罪行為または犯罪行為に加担することとなるおそれのある事業
- ・ 暴力団が関与し、または暴力団に便宜を供与するおそれのある事業
- ・ 周辺環境を著しく害すると認められる事業
- ・ 特定の政治活動または宗教活動の用に供する事業
- ・ その他本事業として適当でないと認められる事業

レイアウト計画書(様式第8号) A4～A3版2枚以内 任意様式可

- ・ 敷地全体のレイアウト図を記載してください。
- ・ 各建物のレイアウト図(各階平面プラン)を記載してください。
- ・ 事業実施のために必要な改修工事等の内容(水道、浄化槽、電気及び電話の追加工事等を含む)を記載してください。
- ・ 駐車場等の目的で、校舎部分の敷地以外(例：グラウンド部分の一部)の貸付の希望があれば記載してください。
- ・ その他レイアウトを説明するために必要な事項(鳥瞰イメージ、写真イメージ等)があれば記載してください。

事業スケジュール(様式第9号) A4～A3版1枚以内 任意様式可

契約締結以降の改修工事等の設計期間、工事期間、各種申請・手続きに要する予定期間等、事業開始までのスケジュールを記載してください。

資金計画(様式第10号) A4～A3版1枚以内 任意様式可

事業実施までに必要な改修工事費等を含めた資金計画を記載してください。

収支計画(様式第11号) A4～A3版1枚以内 任意様式可

契約期間中の事業運営に係る収支計画を記載してください。

貸付料見積書（様式第12号） 指定様式

- ・ 本公募要領「2(1)貸付料の最低制限価格」未満の提案は不可とします。
- ・ 事業計画の提案内容に関わらず、校舎（1,594㎡）及び校舎部分の敷地（3,000㎡）の貸付料を算定し、提案してください。

敷地の貸付面積及び貸付面積に応じた貸付料については、優先交渉者の決定後、校舎部分の敷地の提案価格に基づき、契約締結までに優先交渉者と市において協議の上、定めるものとします。

(4) 応募書類の提出方法

受付期間

平成29年9月25日(月)から平成29年10月31日(火)まで

受付時間

土日祝日を除く、平日の9時00分から17時00分まで

受付方法

「3(3)応募書類」を、事務局まで持参または郵送により提出してください。

なお、応募書類のうち、企画提案書類については、電子データを提出・送付(CD等の電子媒体での提出または事務局電子メールアドレス宛への送付)してください。

郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、10月31日(火)必着とします。

郵送の場合、事前に郵送提出の旨を事務局まで連絡してください。

(5) その他応募に関する留意事項

応募の取消

次に掲げる事項に該当する場合は、応募を取り消します。

この場合、応募を取り消された者の応募した提案は無効になります。

ア 「3(1)応募資格」で定める資格基準を満たさなくなった場合

イ 応募の内容に虚偽や重大な変更等があった場合

応募の辞退

応募を辞退する場合には、応募辞退届(様式第13号)に必要事項を記入の上、事務局まで持参または郵送により提出してください。

郵送の場合には、事前に連絡してください。

公募要領の承諾

応募書類の提出をもって本公募要領の記載内容を承諾したものとみなします。

その他

ア 応募書類は返却しません。

イ 応募書類の著作権は作成した応募者に帰属します。

ただし、市は、本事業に関する公表時及びその他市が必要と判断した場合には、応募書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。

ウ 応募書類の提出に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

エ 応募書類の提出から優先交渉者の決定に至る過程で、応募者数や他の事業者の応募内容等に関する問い合わせには、一切応じないものとします。

オ 応募書類の内容等については、審査結果の公表において、市が必要と認める範囲で公表できるものとします。

4 審査（優先交渉者の決定）

（１）審査体制

審査は、「日向市公有財産管理運用委員会」にて行います。

審査は、応募者のノウハウ保護等の観点から非公開とし、議事内容も非公開とします。

（２）優先交渉者の決定方法

次のとおり、一次審査と二次審査を実施し、優先交渉者を決定します。

優先交渉者との契約の協議が整わなかった場合、次順位のものを交渉者とします。

なお、審査の結果、優先交渉者なしとする場合もあります。

一次審査

二次審査の対象事業者３者程度を選考することを目的に、書類審査を行います。

審査の結果は全ての応募者に電子メールにより通知するとともに、二次審査の対象となる応募者へ対しては、二次審査の日程等の詳細についても、電子メールにより通知します（通知予定：平成２９年１１月１０日（金）・別途郵送）。

二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング予定：平成２９年１１月２２日（水））

一次審査で選考した３者程度について、二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を実施します。

二次審査後の最高順位の応募者を優先交渉者として決定します。

審査の結果は、二次審査に参加した全ての応募者に電子メールにより通知するとともに、市のホームページで公表します（通知・公表予定：１１月２９日（水））。

（３）審査結果に対する質問等

一次審査または二次審査の結果（二次審査の対象とされなかった理由または優先交渉者とされなかった理由等）について疑義がある場合は、一次審査または二次審査それぞれの通知をした日の翌日から起算して７日以内に、書面により市長に対しその理由の説明を求めることができます（口頭または電話による問い合わせには一切応じません）。

(4) 審査項目

応募された提案の審査は、次の審査項目等に基づき行うものとします。

審査項目	評価割合	主な審査基準
基礎評価	10%	公募要領を理解した内容であること。 企画提案書類が的確にまとめられ、ヒアリング等に適切な対応ができること。
事業計画評価	60%	公募の目的(第2次日向市総合計画の重点戦略“しごと”づくりプロジェクト等)を踏まえた内容であること。 雇用に関する考え方、雇用予定人数、地元地区、南部地区、市全体への経済波及効果・地域活性化に資する効果等、適正な根拠に基づき、具体的な数値が明示されている内容であること。 地元住民をはじめとした市民と長期的に良好な関係を築いていくことができる内容であること。 地元住民の安全・安心、地域の環境に配慮した内容であること。 既存の事業所等の周辺において、これまでに地域に貢献する活動を行っていること。 雇用の創出、地域活性化、地域への配慮のほか、独自の提案・アピールが含まれる内容であること。 校舎部分及び校舎部分の敷地の有効活用が図られる内容であること。 事業開始までのスケジュール、実施体制、必要な申請等の手続きの見通しが妥当であること。
确实性・継続性評価	10%	事業開始に必要な改修工事費等の資金計画が妥当であること。 事業開始後の収支計画が妥当であること。
価格評価	20%	貸付料提案価格

(5) 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合、応募者は、審査を受ける資格、優先交渉者となる資格を喪失するものとします。

応募者の資格を満たさなくなった場合

提出書類に不備または虚偽の記載があった場合

公正な審査に影響を与える行為があった場合

他の応募者の提案を妨害する等、手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合

企画、資金調達、設計、工事並びに経営及び管理運営等の業務を遂行するにあたって支障がある場合

その他市との信頼関係を損なった場合

5 契約の締結

(1) 契約の方法

事業者は、改修工事等の着手前までに市と契約を締結しなければなりません。

契約手続きについては、用途を記載した公有財産貸付申請書を提出する等、日向市財務規則に基づき行うとともに、本公募要領に基づく貸付の条件等を盛り込むものとします。

なお、事業の内容に応じ、市の担当部署（窓口）を設定し、優先交渉者との契約締結に係る協議、契約締結及び契約期間における事務等を担当します。

(2) 費用負担

上記（1）の契約締結及び履行に関して必要な費用は、事業者の負担とします。

(3) 着工時期等

事業者は、上記（1）の契約締結後、事業計画において提案したレイアウト計画及び事業スケジュール等に基づき、事業に着手してください。

6 契約期間における義務

(1) 調査協力と活動報告

市は、事業者が目的に沿った活動をしているか、定期的または必要と認めるときに調査できるものとします。

この場合、事業者はこれに協力しなければなりません。

(2) 事業計画の変更

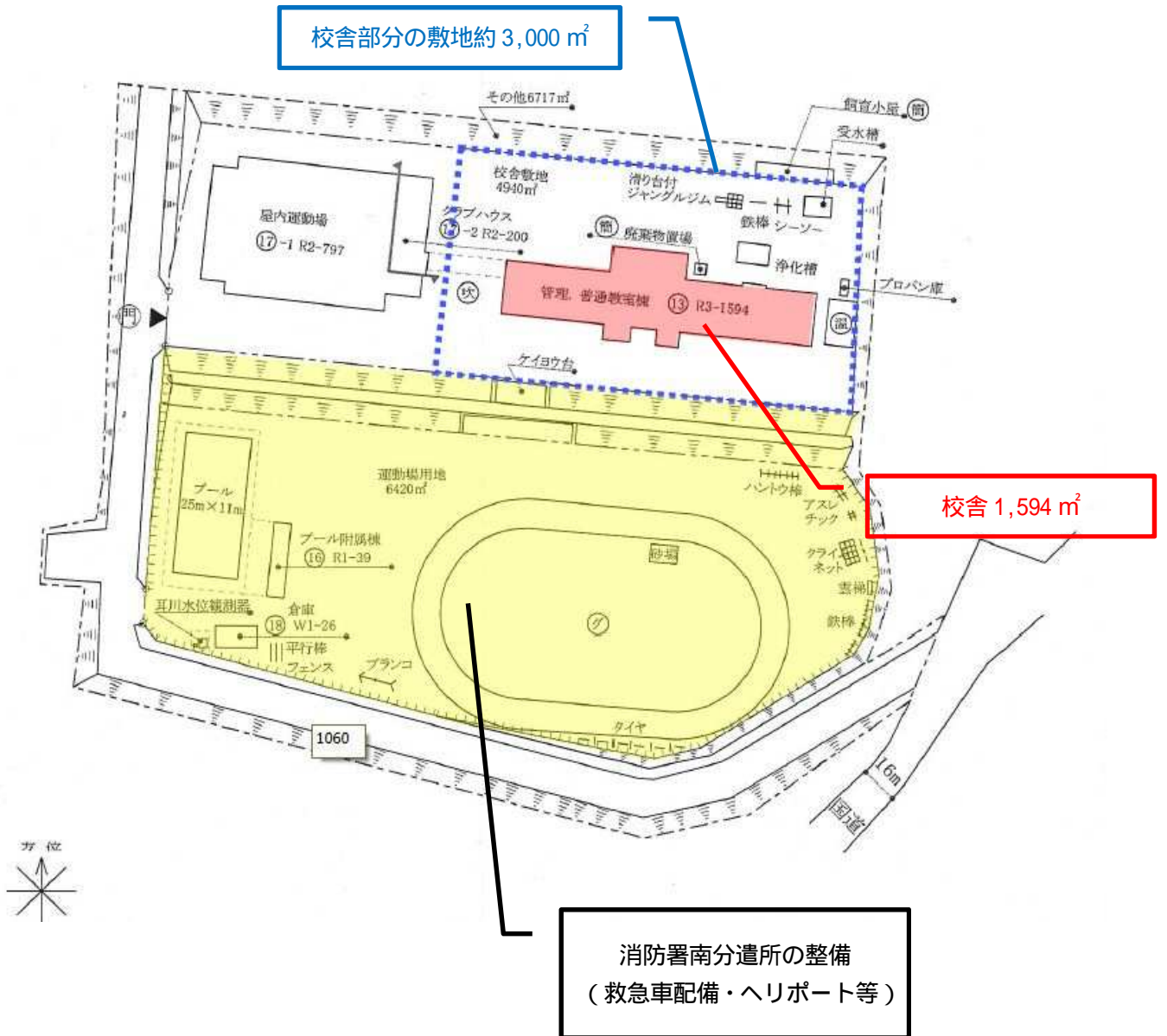
事業者は、提出した事業計画の内容を変更しようとするときは、事前に書面により市と協議の上、承諾を得てください。

7 契約満了後の再契約

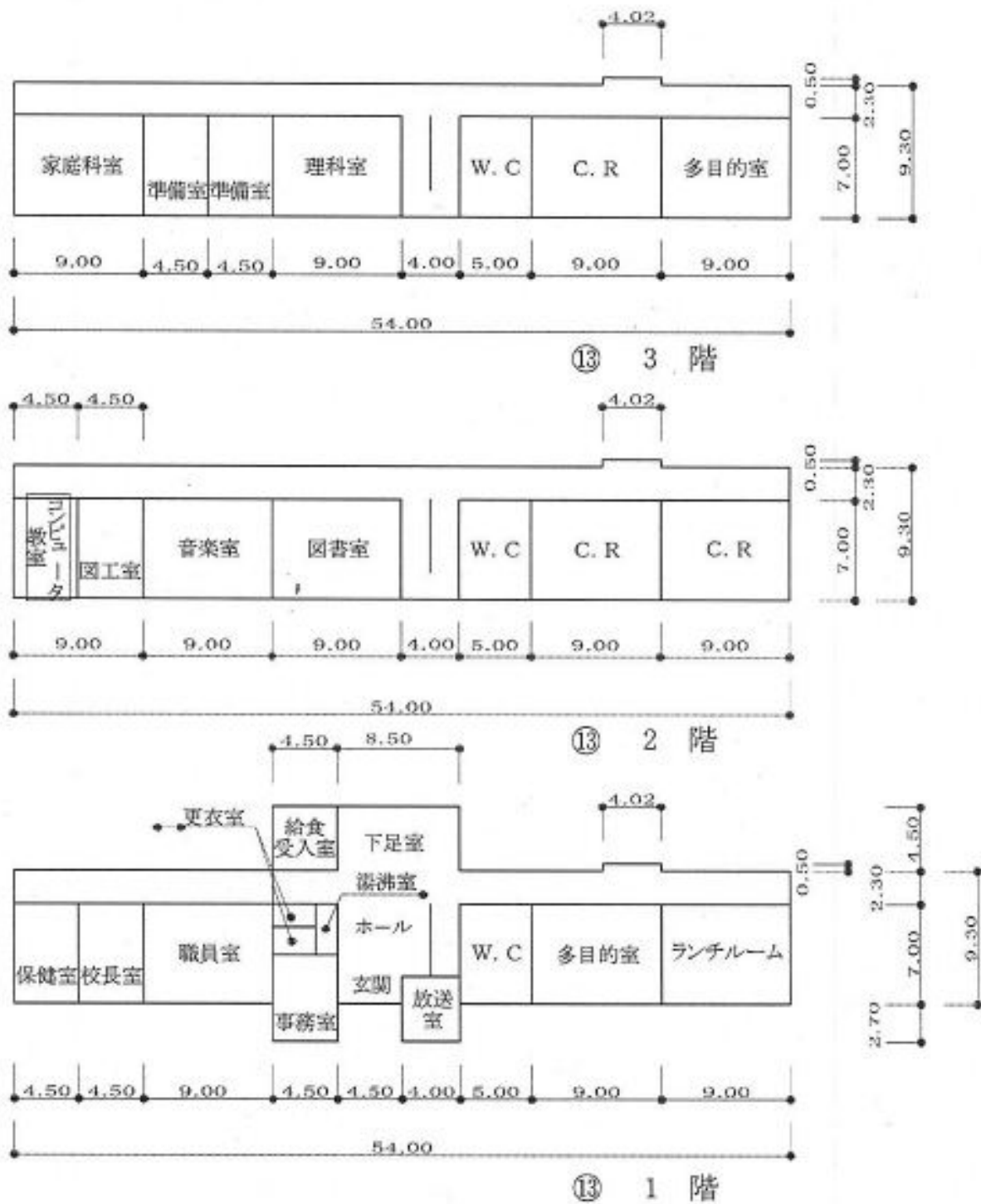
市と事業者は、契約満了前に再契約について協議を行うこととします。

資料

(建物等配置図)



(校舎内配置図)



(現況写真)

施設全景



校舎（正面）



校舎（裏面）



記念碑



屋上



屋外階段



コンクリート防水
現時点での雨漏りなし

軒天に一部爆裂あり

1階（玄関）



1階（職員室）



空調設備（パッケージエアコン）取り外し済み
全棟

1階（校長室）



天井に配管からの漏水跡あり

1階（廊下）



内壁に一部クラックあり
2階・3階も同様

1階（男子トイレ）



洋式トイレ（1箇所）あり
2階・3階は和式のみ、一部破損あり

1階（女子トイレ）



洋式トイレ（1箇所あり）
2階・3階は和式のみ、一部破損あり

1階（手洗い場）



一部クラックあり
2階・3階も同様

2階（図書室）



玄関上屋上



一部シート防水・浮きあり

1階 2階階段踊り場

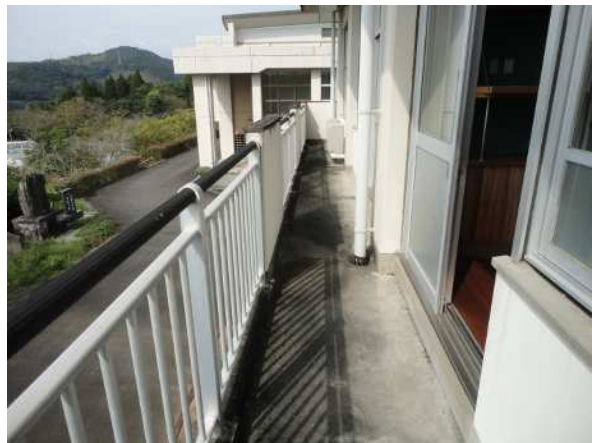


サッシ部分に雨水の吹き込み跡・クラックあり
2階 3階階段踊り場も同様

2階（音楽室）



2階（テラス）



3階も同様

3階（男子トイレ）



一部タイルの破損あり

3階（男子トイレ）



一部便器の破損あり

3階（理科室）



3階（家庭科室）



3階（家庭科室天井）



雨漏り跡なし
3階その他天井も同様

3階（南側サッシ）



一部雨水の吹き込み跡あり
3階その他の南側サッシも同様